

第5回　さいたま市水道事業審議会

次　　　　　第

日時：令和8年5月29日（金）午後2時～

会場：さいたま市水道庁舎　第1会議室

1　開　会

2　委嘱状交付

3　議　事

料金収入及び原価推移、現行料金の課題等について

- (1)　水道料金算定の原則と本市の現状について
- (2)　料金収入等の推移について（実績と中長期の見通し）

4　閉　会

〈資　料　一　覧〉

- ・ 次第
- ・ 委員名簿
- ・ 席次
- ・ 資料1　水道料金算定の原則と本市の現状について
- ・ 資料2　料金収入等の推移について（実績と中長期の見通し）

さいたま市水道事業審議会委員名簿

任期：令和８年５月２９日～令和９年７月９日

令和８年５月２９日

(50 音順、敬称略)

条例区分		氏 名	役 職 等	備 考
第３条第２項（１）	学識経験を有する者	あ べ ひでお 阿部 秀夫	公益社団法人日本水道協会 調査部長	
		あんどう しげる 安藤 茂	公益財団法人水道技術研究セン ター理事長	
		いしい はるお 石井 晴夫	東洋大学名誉教授	(会長)
		いわた ともこ 磐田 朋子	芝浦工業大学副学長・教授	(副会長)
		えなつ あかね 江夏 あかね	株式会社野村資本市場研究所 野村サステナビリティ研究セン ター長	
		かまた もとゆき 鎌田 素之	関東学院大学理工学部 准教授	
第３条第２項（２）	水道の使用者	いわい ゆうこ 岩井 優子	さいたま商工会議所 女性会副会長	
		ひろた よしこ 廣田 美子	さいたま市消費者団体連絡会 代表	
		よしだ まさのぶ 吉田 正信	さいたま市自治会連合会 副会長	
		かねこ かずこ 金子 和子	市民公募	
		かねこ みどり 金子 みどり	市民公募	
		ほりべ なおこ 堀部 直子	市民公募	

第5回　さいたま市水道事業審議会　席次

日時：令和8年5月29日（金）午後2時～
場所：さいたま市水道庁舎　第1会議室

モニター

学識経験者	石井 晴夫 会長	磐田 朋子 副会長	水道の使用者
安藤 茂 委員			岩井 優子 委員
江夏 あかね委員			廣田 美子 委員
鎌田 素之 委員			吉田 正信 委員
阿部 秀夫 委員			金子 みどり委員
			金子 和子 委員
			堀部 直子 委員

司会

理事兼業務部長	局長	水道事業管理者	給水部長
---------	----	---------	------

業務部参事	業務部副理事	業務部次長	給水部副理事	給水部次長
-------	--------	-------	--------	-------

事務局

経営企画課長	水道財務課長	水道計画課長	水道総務課副参事	営業課副参事
--------	--------	--------	----------	--------

水道財務課職員	水道財務課職員	水道計画課職員	支援業務受託者
---------	---------	---------	---------

傍聴者

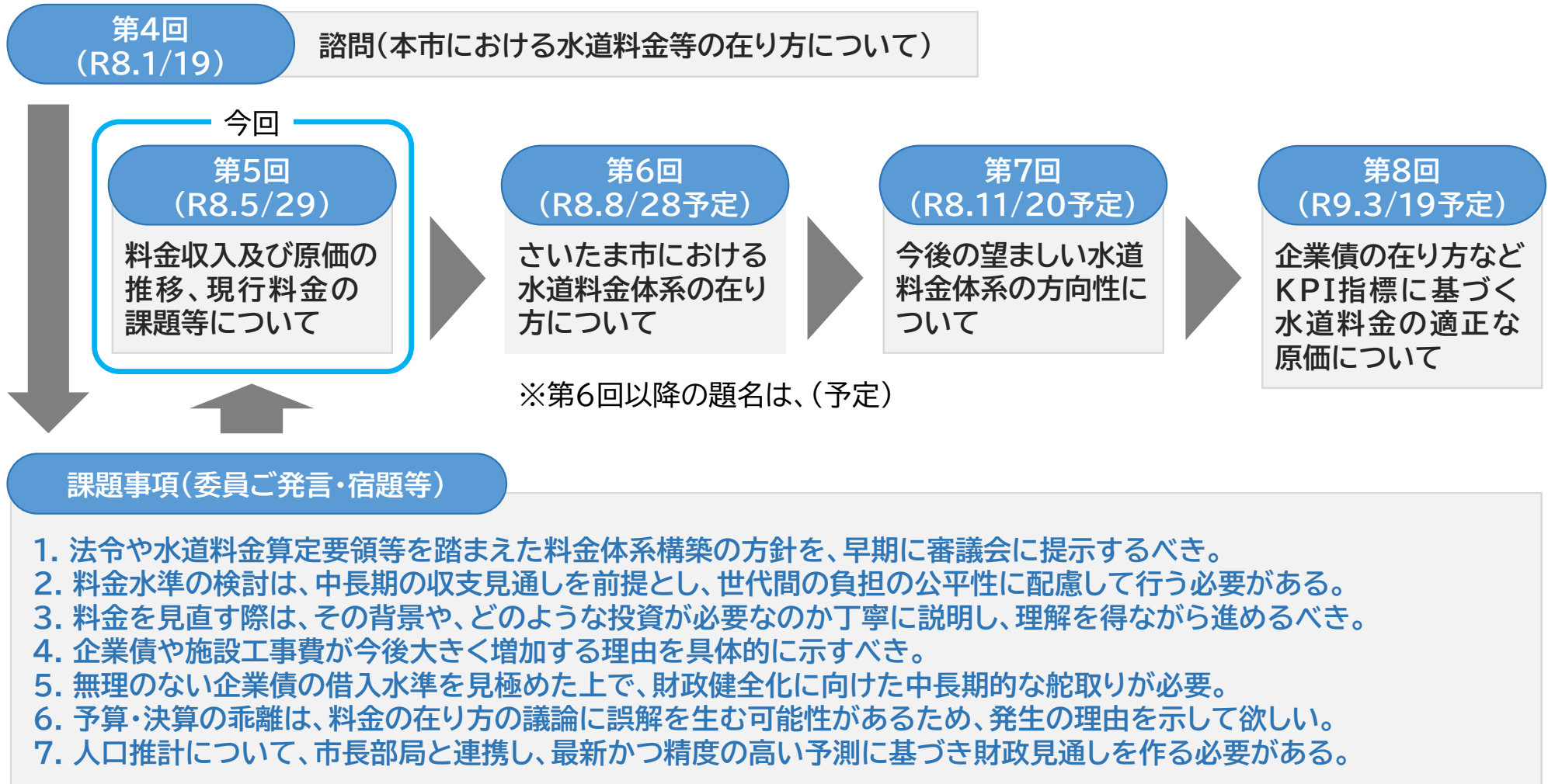
傍聴者

傍聴者

傍聴者

傍聴者

さいたま市水道事業審議会ロードマップ(令和8年度)



＜第4回の審議を踏まえた対応＞

No.	課題事項(ご発言・宿題等)	対応について
1	法令や水道料金算定要領等を踏まえた料金体系構築の方針を、早期に審議会に提示すべき。	▶ 法令等の原則(資料1)を踏まえた課題検討の方向性をご報告します。(スライド30)
2	料金水準の検討は、中長期の収支見通しを前提とし、世代間の負担の公平性に配慮して行う必要がある。	▶ ・今回は、中長期の料金収入と、支出の見通しをお示しします。(資料2) ・次回、世代間の負担の公平性に配慮した資産維持費等について、議題といたく存じます。
3	料金を見直す際は、その背景や、どのような投資が必要なのか丁寧に説明し、理解を得ながら進めるべき。	▶ ・今回は、収支に見込む投資(施設工事費)の内容と必要性、増額要因をお示しします。(スライド29)
4	企業債や施設工事費が今後大きく増加する理由を具体的に示すべき。	▶ ・次回、投資の財源である資産維持費、企業債の在り方について、議題といたく存じます。
5	無理のない企業債の借入水準を見極めた上で、財政健全化に向けた中長期的な舵取りが必要。	▶ 次スライドにて、予算・決算の乖離発生理由をお示しします。
6	予算・決算の乖離は、料金の在り方の議論に誤解を生む可能性があるため、発生の理由を示して欲しい。	▶ ・改めて市長部局と考え方を整合させたほか、水需要予測には、令和7年度の実績も反映しました。(スライド22～23) ・引き続き、各種統計等を注視していきます。
7	人口推計について、市長部局と連携し、最新かつ精度の高い予測に基づき財政見通しを作る必要がある。	

＜第4回の審議を踏まえた対応＞

予算・決算の乖離の発生理由について（課題事項No.6関連）

- 予算・決算の乖離は、入札において、予算を基にした予定額を下回る額で契約が締結できる（＝支出の減）などの要因により、例年一定の規模発生しているものです。

（参考）過去3か年の予算・決算の乖離の概要

金額は（単位：億円／税抜）

年度 科目	R5(2023)				R6(2024)				R7(2025)				R5-R7
	当初 予算A	決算 B	差 (B-A)	執行率※ (B÷A)	当初 予算A	決算 B	差 (B-A)	執行率※ (B÷A)	当初 予算A	決算 見込B	差 (B-A)	執行率※ (B÷A)	執行率※ 平均
水道事業収益	307.4	307.0	▲ 0.4	99.9%	304.4	306.8	2.4	100.8%	305.4	308.3	2.9	100.9%	100.5%
営業収益	294.1	293.3	▲ 0.8	99.7%	291.4	292.4	1.0	100.3%	292.0	293.4	1.4	100.5%	100.2%
その他収益	13.3	13.7	0.4	103.0%	13.0	14.4	1.4	110.8%	13.4	14.9	1.5	111.2%	108.3%
水道事業費用	279.0	264.4	▲ 14.6	94.8%	280.4	264.7	▲ 15.7	94.4%	284.7	272.5	▲ 12.2	95.7%	95.0%
営業費用	272.6	258.0	▲ 14.6	94.6%	274.0	258.8	▲ 15.2	94.5%	277.5	266.4	▲ 11.1	96.0%	95.0%
その他費用	6.4	6.4	0.0	100.0%	6.4	5.9	▲ 0.5	92.2%	7.2	6.1	▲ 1.1	84.7%	92.3%
資本的収入	72.9	67.2	▲ 5.7	92.2%	75.1	71.4	▲ 3.7	95.1%	90.8	71.7	▲ 19.1	79.0%	88.7%
企業債	66.2	59.3	▲ 6.9	89.6%	71.6	69.1	▲ 2.5	96.5%	88.4	70.0	▲ 18.4	79.2%	88.4%
その他収入	6.7	7.9	1.2	117.9%	3.5	2.3	▲ 1.2	65.7%	2.4	1.7	▲ 0.7	70.8%	84.8%
資本的支出	206.3	193.0	▲ 13.3	93.6%	202.7	171.7	▲ 31.0	84.7%	191.3	183.1	▲ 8.2	95.7%	91.3%
建設改良費	162.4	149.5	▲ 12.9	92.1%	162.2	131.8	▲ 30.4	81.3%	153.2	145.5	▲ 7.7	95.0%	89.4%
償還金	43.9	43.5	▲ 0.4	99.1%	40.5	39.9	▲ 0.6	98.5%	38.1	37.6	▲ 0.5	98.7%	98.8%

※「執行率」は当初予算と、繰越予算の影響も含んだ決算との比較による参考値

水道料金算定の原則と 本市の現状について

さいたま市 水道局

水道料金算定の原則と本市の現状について

【目次】

(序) 基本事項.....	6
(1) 財政計画の策定について.....	8
(2) 総括原価の算定について.....	10
(3) 個別原価の算定について.....	12
(4) 本市の現状について.....	13

水道料金算定の原則と本市の現状について

(序) 基本事項① 料金算定の概要

- 水道料金収入は、独立採算制による水道事業経営の、主たる財源となるものです。そのため、水道料金の額は、健全な経営の確保を図る「総括原価方式」に基づいて設定することが原則とされています。
- 総括原価方式とは、水を届けるためにかかる原価と、水道施設の計画的更新等に必要な財源の額を併せて、料金を算定する方式です。（※詳細はスライド10～11）

<関係法令抜粋>

[水道法 第14条第2項]（供給規程）

※本市は「さいたま市給水条例」が該当

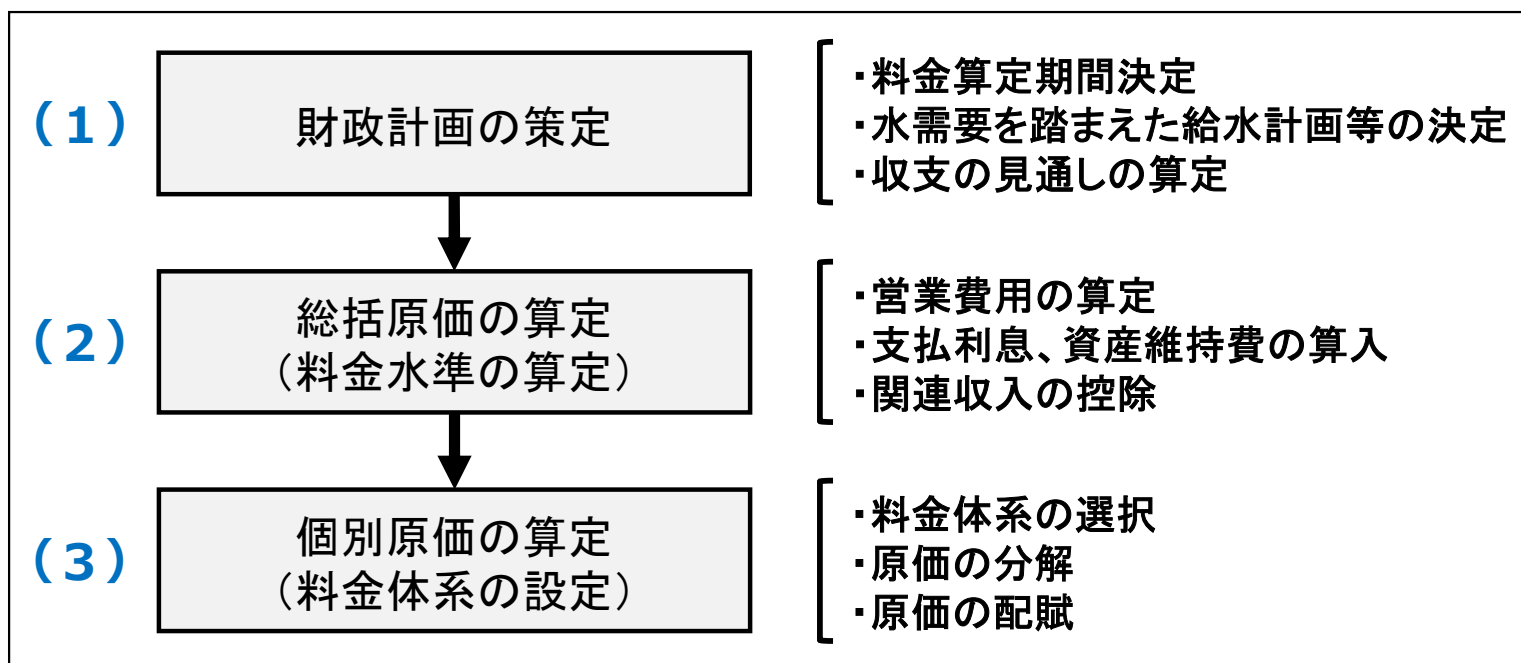
〔略〕 供給規程は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

- 一 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。

水道料金算定の原則と本市の現状について

(序) 基本事項② 料金算定の流れ

- 水道料金の算定は、以下のような流れで行います。



- 次スライド以降、上図の (1) ~ (3) の順に説明（概要）を記します。

水道料金算定の原則と本市の現状について

(1) 財政計画の策定について①

- 水道料金算定の基となる「財政計画」は、水需要の予測や投資（施設工事等）の計画のほか、経営環境の変化等も踏まえて、今後の収入・支出を合理的に見積もり、策定します。
- 収支の見通しに関連しては、水道法等の規定で、30年以上の分を試算し、10年以上の分を公表する（ように努める）こととされていますが、水道料金はこのうち「料金算定期間」に定めた3～5年の分を基礎として算定を行うのが原則となります。

<関係法令抜粋>

[水道法 第22条の4第2項]（水道施設の計画的な更新等）

※次スライドに掲載

水道事業者は、国土交通省令で定めるところにより、水道施設の更新に要する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、これを公表するよう努めなければならない。

※本市は「さいたま市水道事業中期経営計画」で公表（投資・財政計画）

水道料金算定の原則と本市の現状について

(1) 財政計画の策定について②

<関係法令抜粋>

[水道法施行規則 第17条の4] (水道事業に係る収支の見通しの作成及び公表)

- 1 水道事業者は、法第二十二條の四第二項の収支の見通しを作成するに当たり、三十年以上の期間（略）を定めて、その事業に係る長期的な収支を試算するものとする。
- 4 水道事業者は、第一項の試算に基づき、十年以上を基準とした合理的な期間について収支の見通しを作成し、これを公表するよう努めなければならない。
- 5 水道事業者は、収支の見通しを作成したときは、おおむね三年から五年ごとに見直すよう努めなければならない。

[水道法施行規則 第12条] (法第十四条第二項各号を適用するについて必要な技術的細目)

- 二 第十七條の四第一項の試算を行った場合にあっては **(略／補足：料金算定の基礎が…)**
当該試算に基づき、算定時からおおむね三年後から五年後までの期間について算定されたものであること。
- 四 第二号に規定する場合以外の場合にあっては、料金が、おおむね三年を通じ財政の均衡を保つことができるよう設定されたものであること。

水道料金算定の原則と本市の現状について

(2) 総括原価の算定について①

- 総括原価とは、水を届けるための原価と、水道施設の計画的更新等に必要な財源とを併せた、水道料金収入で確保すべき額のことで、その算定方法は下記のとおり法定されています。
- 料金算定期間（3～5年）において、財政計画から計算した総括原価と、同等の水道料金収入が見込めない場合は、支出の抑制や、料金水準の見直しが必要ということになります。

<関係法令抜粋>

[水道法施行規則 第12条]（法第十四条第二項各号を適用するについて必要な技術的細目）

一 料金が、イに掲げる額とロに掲げる額の合算額からハに掲げる額を控除して算定された額を基礎として、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたものであること。

イ 人件費、薬品費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費、資産減耗費その他営業費用の合算額

ロ 支払利息と資産維持費（水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保すべき額をいう。）との合算額

ハ 営業収益の額から給水収益を控除した額

水道料金算定の原則と本市の現状について

(2) 総括原価の算定について②

- [水道法施行規則 第12条]に基づく総括原価算定方法を表した図です。

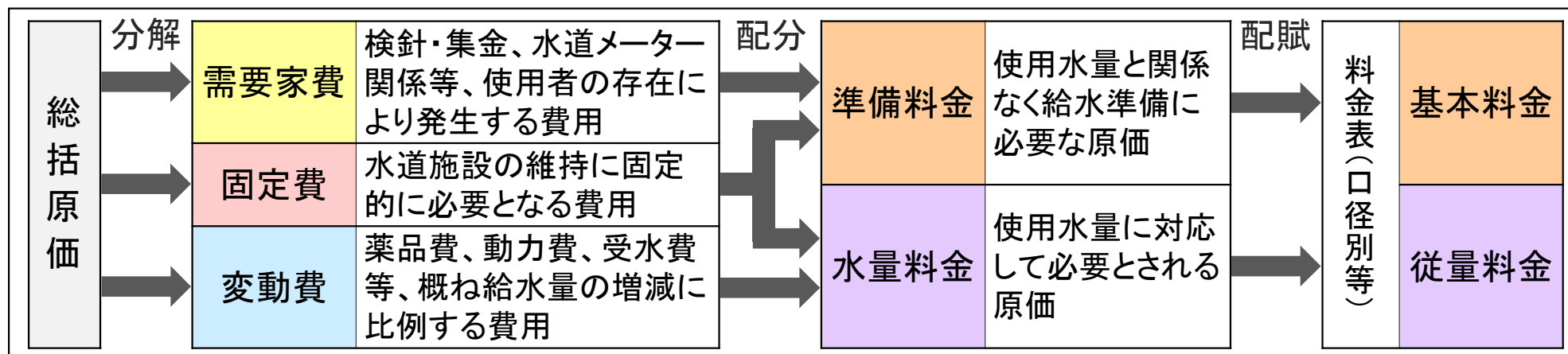
イ	人件費、薬品費、動力費、修繕費、 受水費、減価償却費、資産減耗費、 その他	ハ	(営業収益)－(給水収益)
ロ	支払利息	}	費用
	資産維持費(水道施設の計画的な更新 等の原資として内部留保すべき額)		
		}	利益 (内部留保)
		}	水道料金を 設定する基礎 (総括原価)

資産維持費: 日本水道協会の「水道料金算定要領」(R7.2改定版)では、対象資産(※)に対する3%の額を標準としつつ、各事業体が中長期的な施設整備・更新計画や財政計画等に照らし適正な水準を定めるものとされている。(※対象資産: 将来的に維持すべきと判断される償却資産)

水道料金算定の原則と本市の現状について

(3) 個別原価の算定について

- 水道料金は、負担の公平性を確保するため、個別原価（口径や使用量など、使用形態ごとの給水に要する原価）に基づき算定する必要があります。
- 算定のイメージとしては、下図のように総括原価を分解し、性質ごとに口径別等の基本料金や従量料金に配賦していき、料金体系（料金表）を決定する、というものです。
- ただし料金体系は、経営環境・地域条件や、過去の料金との継続性等を踏まえ、事業者ごとの在り方を検討する必要があります。



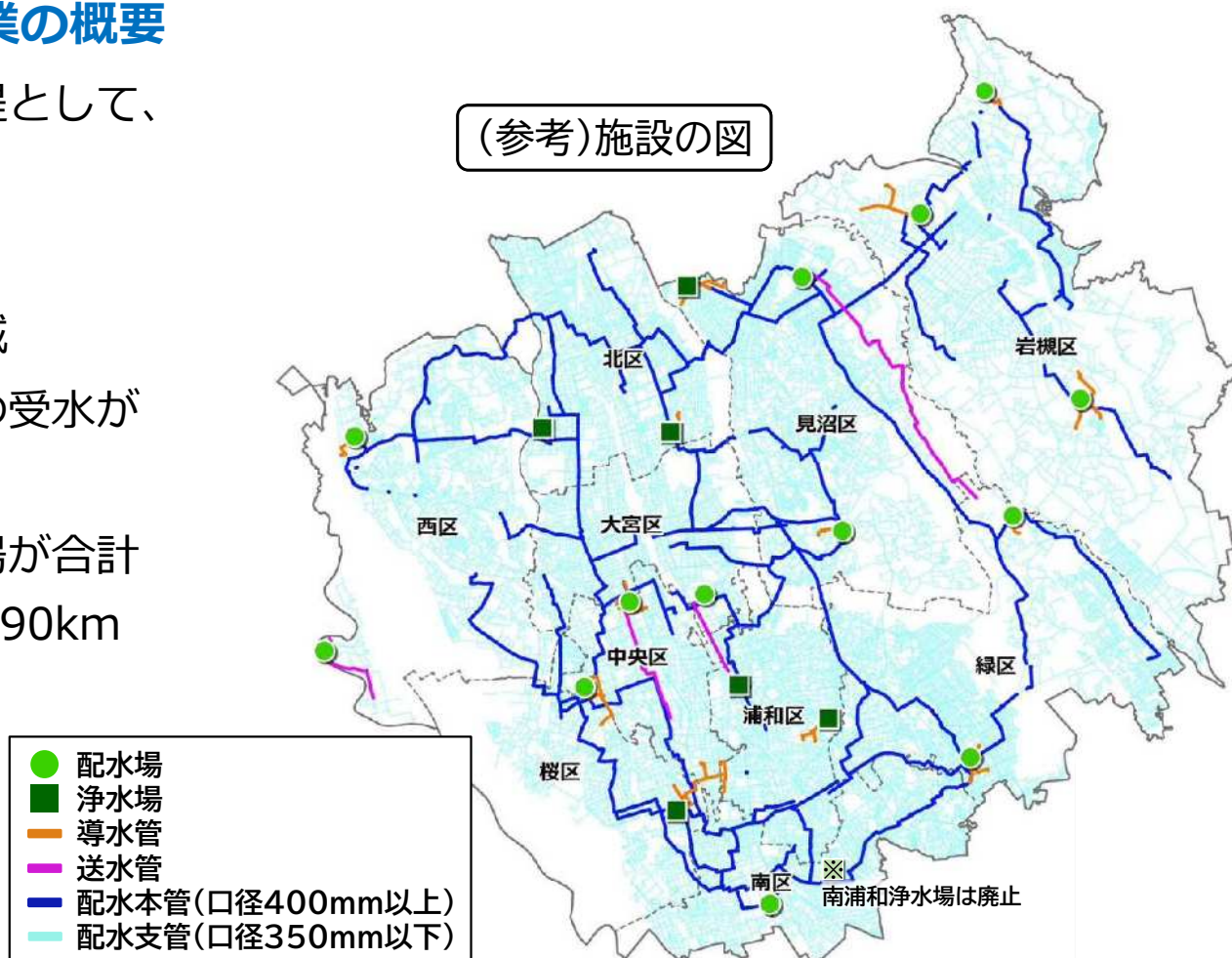
水道料金算定の原則と本市の現状について

(4) 本市の現状について① 事業の概要

- 料金に関する本市の現状の前提として、事業の概要をお示しします。

(※第1回審議会の振り返り)

- ・ 給水区域は、さいたま市全域
- ・ 水源は、埼玉県営水道からの受水が約9割、地下水が約1割
- ・ 主な施設は、配水場、浄水場が合計19か所、水道管が合計約3,690km (R6年度末現在)



水道料金算定の原則と本市の現状について

(4) 本市の現状について② 料金体系等に関する変遷

- 本市料金体系等に関する主な変遷です。

S12(1937)年	給水開始
S47(1972)年	【福祉減額_生活保護世帯等:基本料金の1/2】
S50(1975)年	<u>口径別二部料金制の導入</u> ・基本料金…口径別(口径25mm以下に基本水量8m ³) ・水量料金…6区画逦増制
S56(1981)年	水量料金の逦増制を口径区分別の4区画制に 【福祉減額_生活保護世帯等:口径13mmの基本料金相当額】
H12(2000)年	<u>水量料金の逦増制を口径区分別の3区画制に</u>
H13(2001)年	さいたま市誕生 (埼玉県南水道企業団からさいたま市に事業を引き継ぐ)
H17(2005)年	さいたま市・岩槻市の合併

現行料金(※消費税
に伴うものを除き)

水道料金算定の原則と本市の現状について

(4) 本市の現状について③ 現行料金体系

(1か月／税抜)

基本水量

水道料金表		基本料金		水量料金(従量料金) 1㎡につき	
口径		水量	料金	水量	単価
13mm		8㎡まで	890円	口径25mm 以下	8㎡を越え20㎡までの分
20mm			1,080円		20㎡を越え30㎡までの分
25mm			1,750円		30㎡を越える分
30mm			4,800円	口径30mm 以上	60㎡までの分
40mm			14,800円		60㎡を越え500㎡までの分
50mm			38,200円		
75mm			86,500円		
100mm			184,500円		
150mm			310,900円	500㎡を越える分	
200mm			988,300円		
共同住宅用		8㎡× 世帯数 まで	890円× 世帯数	8㎡×世帯数を越え20㎡×世帯数まで	
				20㎡×世帯数を越え30㎡×世帯数まで	
				30㎡×世帯数を越える分	
公衆浴場用			1,750円		175円
プ ー ル 用	50mm		38,200円		175円
	75mm		86,500円		
	100mm		184,500円		

- ①
②
③
①
②
③

3区画
逓増
の制
口径
区別

水道料金算定の原則と本市の現状について

(4) 本市の現状について④ 水道料金算定要領との比較

- 日本水道協会「水道料金算定要領」（令和7年2月改定版）の基本的な内容と、本市の現行料金体系等とを比較すると、以下のようになります。

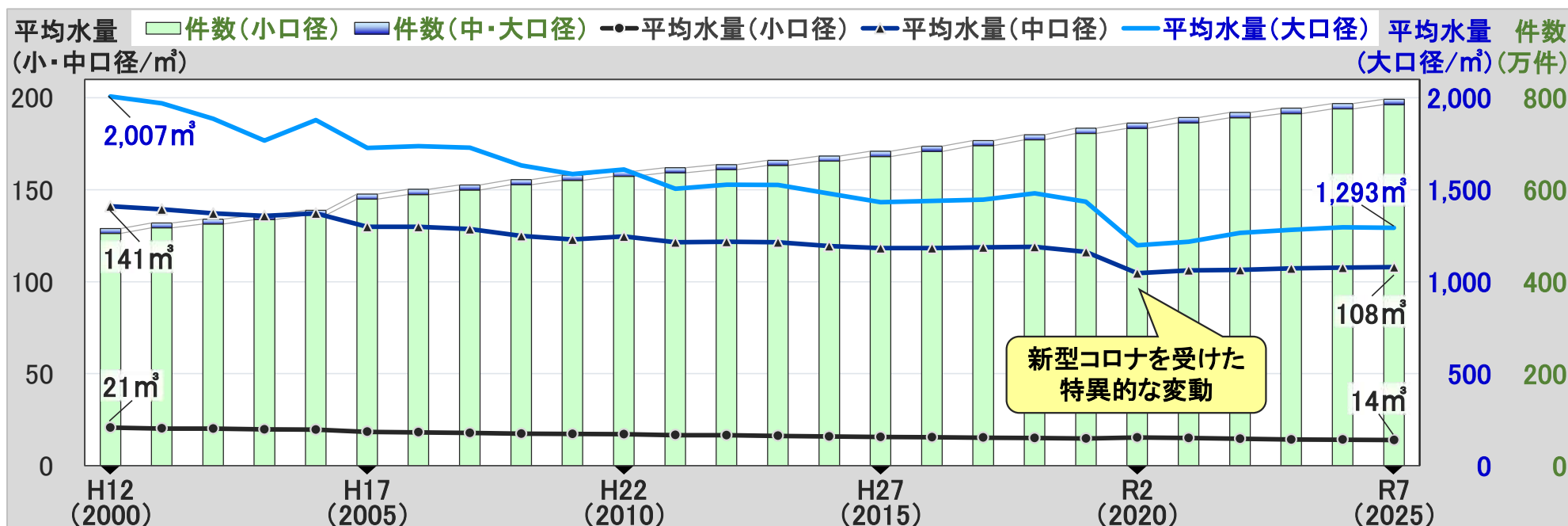
項 目		水道料金算定要領(R7.2)	本市の料金体系
基本料金	口径別料金	・口径別が原則（用途別は漸進的に解消） ・一時使用等、口径別によることが適当でない場合には、別途使用者群を設定可能	口径別を基本に、共同住宅用、公衆浴場用、プール用を設定
	基本水量	漸進的に解消するものとする	口径25mm以下に8m ³ を設定（日常生活上の基礎的水量を踏まえた）
↑ 固定費の配分・配賦 ↓		・（負荷率等の比率により、）比較的各使用者の需要の特性に比例するものを基本料金に配賦 ・経過措置※：基本料金の軽減可能	負荷率によって固定費を配分した上で、生活用水帯への配賦を一部軽減（生活用水の低廉な確保を図った）
従量料金		・均一料金制が原則 ・経過措置※：多量使用の抑制又は促進のため逡増又は逡減区画別料金制を設定可能	小口径、大口径別の3区画逡増制（生活用水の低廉な確保を図った）

※経過措置…急激な変動を緩和するため、当面の間講じることができる措置で、算定方法等も別に示されている

水道料金算定の原則と本市の現状について

(4) 本市の現状について⑤ 水需要の変化

- 現行料金設定後の水需要としては、小口径（13～20mm）、中口径（25～50mm）、大口径（75mm以上）いずれの区分でも、1件当たりの平均使用水量が減少傾向となっています。（※ただし、件数は主に小口径において増加しています。）



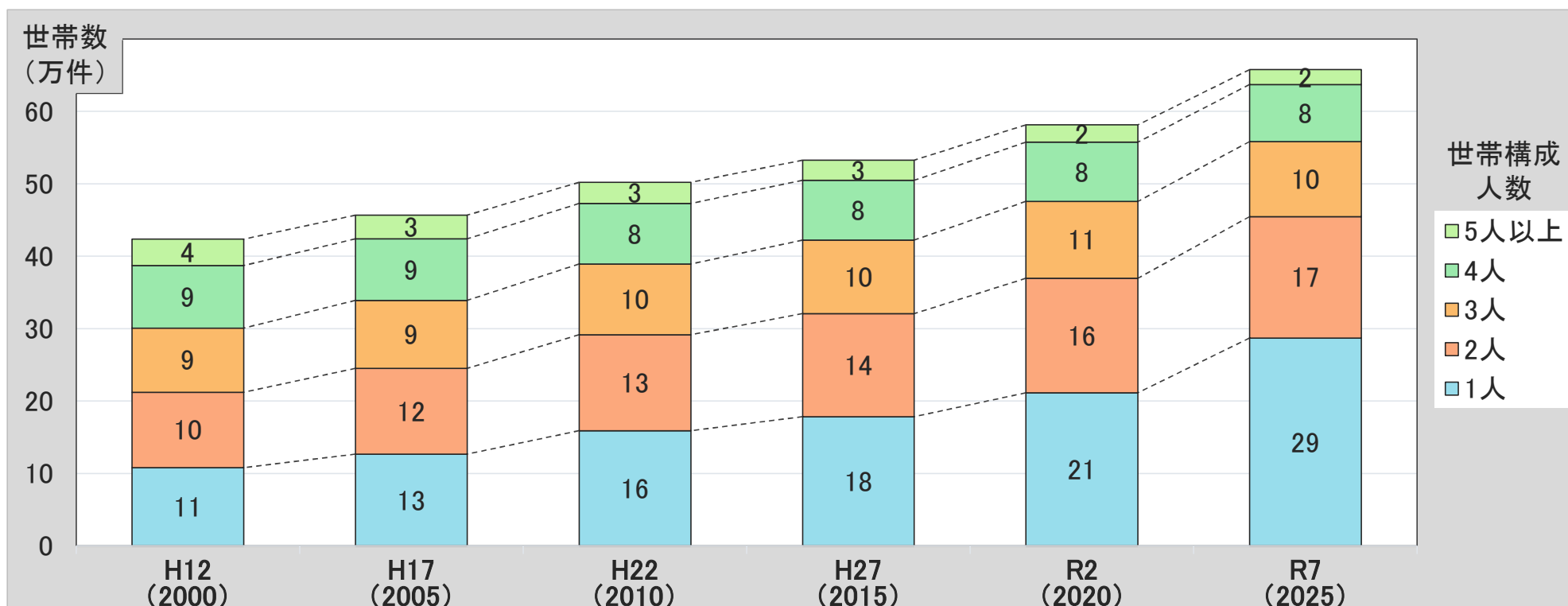
※「件数」、「水量」は調定に基づく(料金の対象となる)もので、「平均水量」は、調定水量÷調定件数

※ H16までは、合併前の岩槻市の件数、水量を合計した(料金が異なるため、参考値)

水道料金算定の原則と本市の現状について

(4) 本市の現状について⑥ 世帯構成の変化

- 小口径の1件当たり平均水量が減少しているのは（ライフスタイルの変化、節水意識の定着、節水型機器の普及等に加え）、少人数世帯の増加も大きな要因となっています。



※ H12～R2は国勢調査より(H12は旧市の合計、R7は本市統計による参考値)

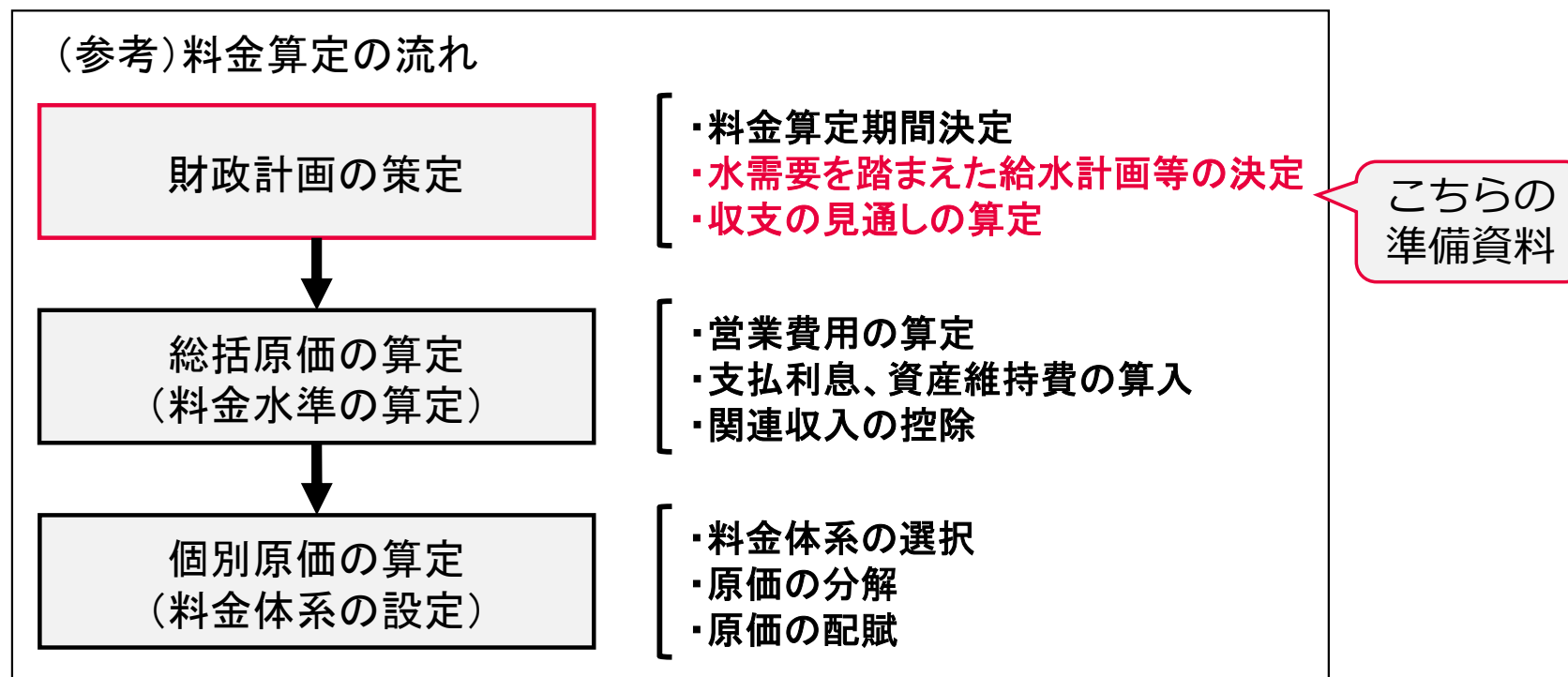
料金収入等の推移について （実績と中長期の見通し）

さいたま市 水道局

料金収入等の推移について（実績と中長期の見通し）

<本資料について>

- 本資料は、料金算定に向けた財政計画策定の準備のために、過去の実績を踏まえた水需要や料金収入の予測を行うとともに、支出（特に施設工事費）についても、本市の災害対策等のために必要な事業量を見込んだ推計をお示しするものです。



料金収入等の推移について（実績と中長期の見通し）

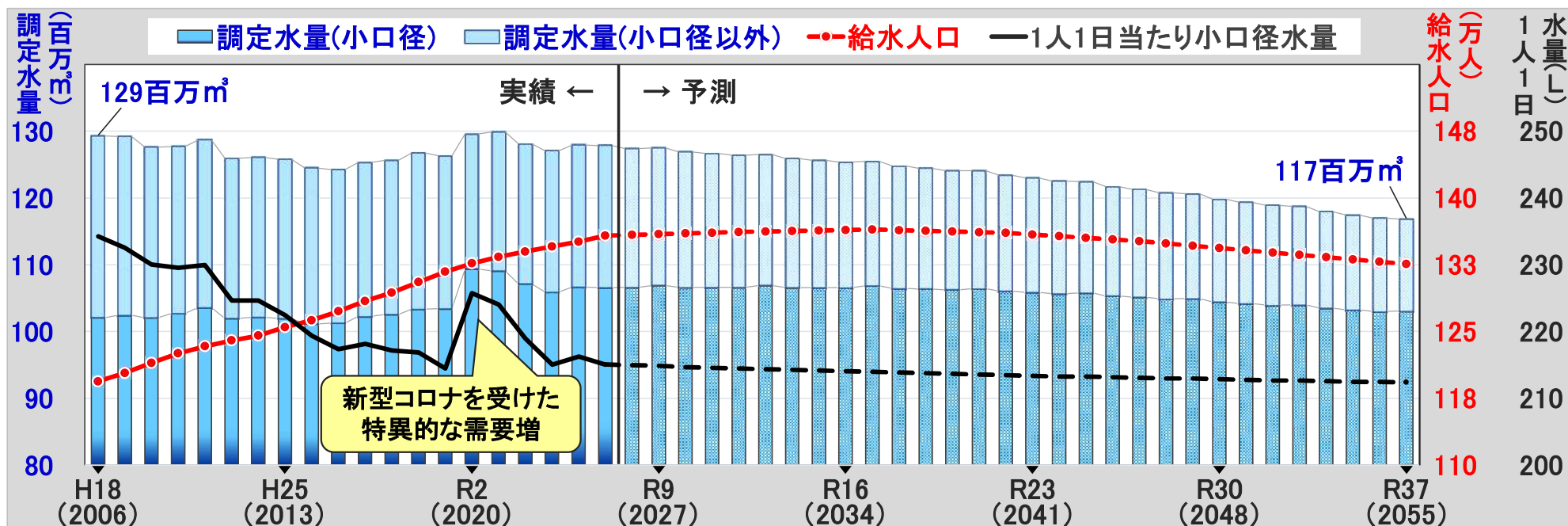
【目次】

（１）水需要の推移	22
（２）料金収入の推移	25
（３）支出の推移	27

料金収入等の推移について（実績と中長期の見通し）

（１）水需要の推移①（実績と予測）

- 財政計画の前提となる水需要について、過去20年間の実績と今後30年間の予測を示します。
- 給水人口はR17頃まで微増を見込むものの、小口径（主に生活用）の1人当たり使用水量の減に、小口径以外（主に業務営業用・工場用）の水量の減も重なり、今後の調定水量（料金収入の対象となる水量）は減少する見通しです。（※予測方法はスライド23～24のとおり）



料金収入等の推移について（実績と中長期の見通し）

（１）水需要の推移②（予測の方法－１）

- 水需要に係る将来値の予測の方法は、以下のとおりです。

□ **給水人口** … 本市の推計人口 × 直近の給水普及率（99.9%）

※本市の推計人口は（現状）、国立社会保障・人口問題研究所によるR5推計に準拠

□ **調定水量** … 下記の口径等の区分別に算出して合計

- ・ 小口径（13mm～20mm） …

1人1日当たり小口径水量（時系列傾向分析により算出） × 給水人口 × 日数

- ・ 中口径（25mm～50mm）、大口径（75mm以上）、その他 …

それぞれ時系列傾向分析により算出

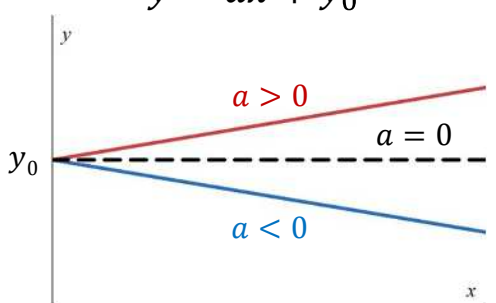
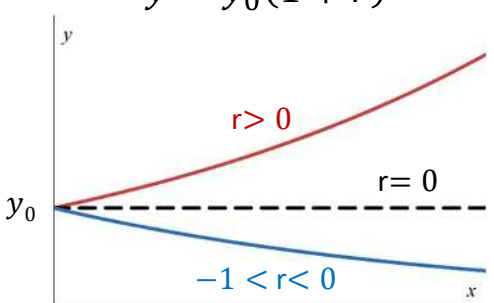
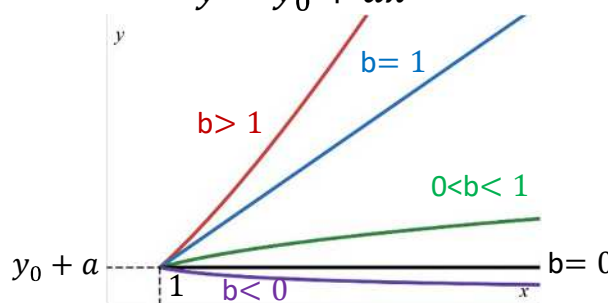
（※時系列傾向分析については、次スライドのとおり）

料金収入等の推移について（実績と中長期の見通し）

（１）水需要の推移③（予測の方法－２）

- 時系列傾向分析とは、過去の実績における傾向から相関性を見出し、将来値を予測する方法のことです。水需要の予測にあたっては、日本水道協会の手引き等に掲載されているモデル式を参考に、口径等ごとの実績※に対して高い相関を示した、以下の式を採用しました。

（※参照する実績から、新型コロナを受けた特異値等は除いています。）

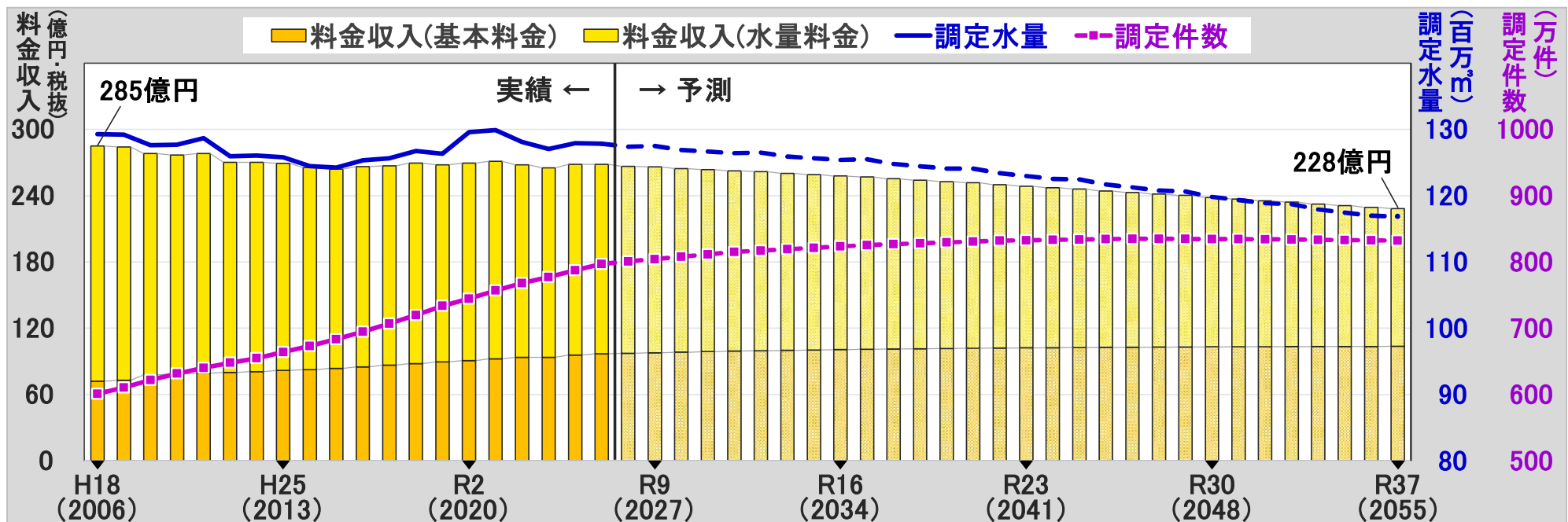
名称	年平均増減数	年平均増減率	べき曲線
式	$y = ax + y_0$ 	$y = y_0(1 + r)^x$ 	$y = y_0 + ax^b$ 
傾向	一定の値が増加又は減少する	一定の率で増加又は減少する	増加又は減少を続け、変化率が年とともに増加又は減少を続ける

y : 予測年度の値、 y_0 : 基準年度の値、 x : y_0 から y の経過年数、 $a \cdot b$: 定数、 r : 平均増減率

料金収入等の推移について（実績と中長期の見通し）

（２）料金収入の推移①（実績と予測）

- 料金収入に関する過去20年間の実績と今後30年間の予測を示します。
- 今後も、調定（料金収入の対象となる）件数の増による基本料金収入の増加を、水量の減による水量料金収入の減少が上回り、料金収入は減少していく見通しです。
（※予測方法は次スライドのとおり）



料金収入等の推移について（実績と中長期の見通し）

（２）料金収入の推移②（予測の方法）

- 料金収入の将来値は、以下の算出による基本料金分と水量料金分の合計です。
 - ・ **基本料金収入** … 調定件数 × 各口径基本料金単価（現行料金）－福祉減額見込額
※調定件数は、口径別の時系列傾向分析に本市推計における世帯数の伸びを加味して算定
 - ・ **水量料金収入** … 基本水量を除く調定水量 × 各水量料金単価（現行料金）
- R8実施の交付金（物価高騰対策）を活用した基本料金の減額に関しては、対応する収入を受けられることも踏まえ、本資料には反映していません（減額前の見込額としました）。

＜参考＞ R8の料金収入について

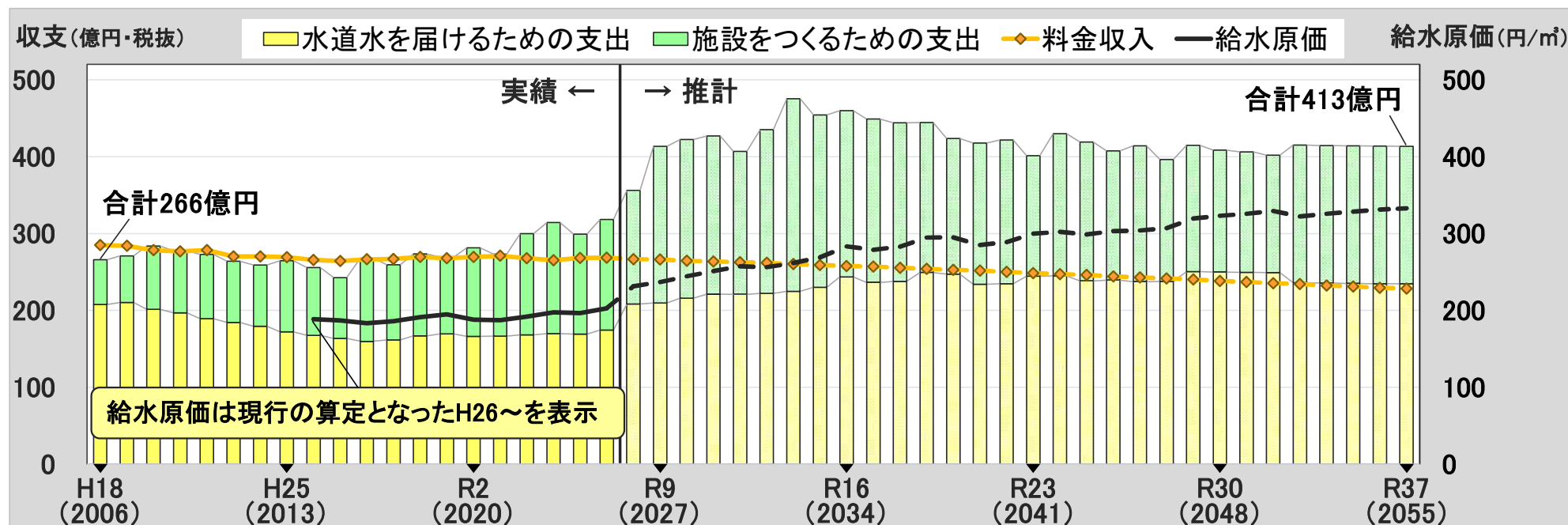
減額前の見込額	268億円（税抜）
減額の見込総額	▲28億円（税抜）
合計（R8予算額）	240億円（税抜）

←本資料で採用しているR8の額のイメージ

料金収入等の推移について（実績と中長期の見通し）

（３）支出の推移①（実績と推計）

- 支出（資金需要）に関する過去20年間の実績と今後30年間の推計を示します。
- 事業にかかる支出（資金需要）は、施設の更新も含め、今後さらに高騰する見通しであり、料金収入の減少を見込む中で、財源の確保が大きな課題となっています。
（※推計方法等は次スライドのとおり）



料金収入等の推移について（実績と中長期の見通し）

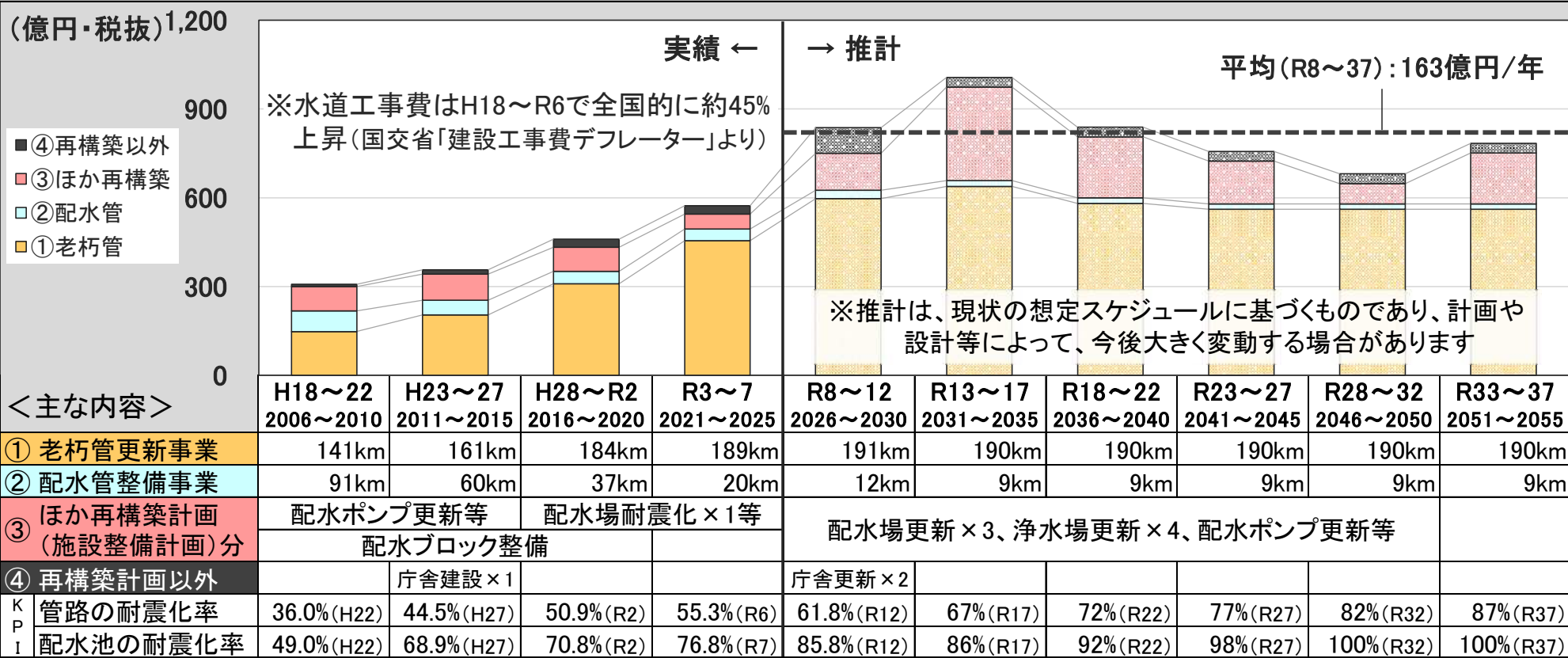
（３）支出の推移②（推計の考え方）

- 支出（資金需要）に係る将来値の推計の方法は、以下のとおりです。
 - **全体** … 中期経営計画（R8.3）の投資・財政計画をベースに、R7決算（見込）や内閣府「中長期の経済財政に関する試算」（消費者物価上昇率）の更新等を踏まえて調整
※R13以降は、物価上昇等は加味していない（R12と同水準の物価として試算）
 - **水道水を届けるための支出** … 収益的支出（経常費用）のうち、受託工事費（特定の収入を受けて実施する事業費）及び減価償却費等（現金支出を伴わない費用）を除いた額
※R9以降の企業債（利息）は、仮に建設改良費の50%の借入れを行うものとして試算
 - **施設をつくるための支出** … 資本的支出（建設改良費）のうち、負担金工事費等（特定の収入を受けて実施する施設工事費）を除いた額
※R9～R32には、水道施設再構築計画を踏まえた事業量等の変動を加味した（R33以降や再構築計画に含まれない工事等については、見積可能な期間の平均額で試算）

料金収入等の推移について（実績と中長期の見通し）

(3) 支出の推移③（補足・施設工事の主な内容）

● 施設をつくるための支出のうち、施設工事の主な内容（実績と見込み）は以下のとおりです。



＜課題検討の方向性＞

最後に、課題検討の方向性として、今後の審議会における議題等の想定を記します。

主な課題項目		審議イメージ(想定※)				本資料関連 スライド
		第5回(R8.5)	第6回(R8.8)	第7回(R8.11)	第8回(R9.3)	
料金 水準 関連	投資の在り方	○	○		(まとめ)	27-29
	企業債の在り方		○	○		—
	資産維持費の在り方		○	○		10-11
	福祉減額の在り方		○	○		—
料金 体系 関連	料金体系の在り方 (基本水量等)		○	○	(まとめ)	14-16
	配分・配賦計算の在り方 (逓増度等)		○	○		—

※各課題の審議にあたっては、KPI(重要業績評価指標)に基づきつつ、他都市比較も踏まえ進行する予定です。
また料金水準・料金体系は、まとめ(第8回)以前にも、必要に応じて仮の計算をお示しする場合があります。